

会議案第 号

芽室町議会委員会条例中一部改正の件

芽室町議会委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月 日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例

芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

行政手続きにおける負担軽減及び利便性向上を目的に、本条例を改正しようとするものであります。